

# クーリング・オフを知ろう！

クーリング・オフは訪問販売や電話勧誘販売などの不意打ち的な勧誘によって結んだ契約を「頭を冷やして考え直す」ために導入された消費者保護制度です。一定の期間内であれば違約金を支払うことなく無条件で契約解除することができます。

## クーリング・オフの対象と期間

訪問販売→8日間 電話勧誘販売→8日間 訪問購入→8日間

特定継続的役務提供（エステ・学習塾など）→8日間

連鎖販売取引（マルチ商法）→20日間

業務提供誘引販売取引（内職商法・モニター商法など）→20日間



## こんな場合はクーリング・オフできません

通信販売（ネット通販を含む）

使用済みの化粧品・健康食品



自動車



3,000円未満の現金支払い

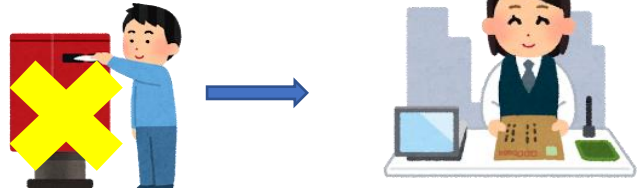


# クーリング・オフの手続き方法

- ① クーリング・オフ期間(8日または20日)に書面で通知
- ② ハガキを書いて両面をコピー。コピーは大切に保管
- ③ ハガキは「特定記録郵便」または「簡易書留」で送る
- ④ クレジット契約の場合は、販売会社とクレジット会社へ同時に通知
- ⑤ 関係書類は5年間保管

※特定商取引法改正により、令和4年6月1日以降の契約は電磁的方法(メールやWebフォーム等)でも手続き可能となりました。

ポストには投函せず窓口へ



はがき表面

<div style="border: 1px solid red; width: 60px; height: 50px; margin-bottom: 20px;"></div> <p>〇〇県〇〇市〇〇町 〇丁目〇番〇号 株式会社××××× 代表取締役〇〇〇〇様</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; writing-mode: vertical-rl;">簡易書留</div>
---

はがき裏面

<b>契約解除通知書</b>	
申込(契約日)	〇〇〇〇年〇月〇日
商品名	〇〇〇〇〇
契約金額	〇〇〇〇〇円
販売会社名	〇〇株式会社 〇〇支店
担当者名	〇〇〇〇〇
上記契約を解除します。 支払い済みの〇〇円を返金し 商品を引き取ってください。	
〇〇〇〇年〇月〇日	
住所	
氏名	